

# 『定期利用保育・緊急一時預かり』※を利用する

## 幼児の保護者様へ

※本紙は、墨田みどり保育園（本園・分園）、そらまめ東あずま駅前園、はなみずき保育室、タムスわんぱく保育園墨田、クローバーこども園の定期利用保育又は緊急一時預かりを利用されている幼児の保護者様へのご案内になります。

墨田区では、令和5年10月から

『定期利用保育・緊急一時預かり』を利用している幼児のうち、

①第2子以降

②住民税課税世帯

の要件を満たす幼児の保育料が無償化になります！

（住民税非課税世帯の幼児については、従来の「幼児教育・保育無償化制度」の対象になりますので、下記QRコードからお手続き内容のご確認をお願いします。）



「幼児教育・保育無償化制度」のご案内 QRコード



対象者の方の定期利用保育・緊急一時預かり保育に係る保育料については、墨田区から直接、利用施設に支払う予定です。そのため、保護者の方が施設に保育料を支払う必要がなくなります。



利用中の施設から、「【墨田区】第2子以降無償化確認書」を受け取り、内容を確認後、チェック・署名をしてください。記入漏れがないようでしたら、利用中の施設にご提出ください。



ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。



### お問合せ先



墨田区役所 子ども・子育て支援部

子ども施設課保育係（給付担当） 電話 03-5608-1583

